

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース
過去の競争政策のレビュー部会・電気通信市場の環境変化への対応検討部会
(第15回)(2部会合同)

平成22年10月26日

1. 日時 : 平成22年10月26日(火) 17:00～
2. 場所 : 総務省8階 第1特別会議室
3. 出席者 :

(1) 構成員(座長・座長代理を除き五十音順、敬称略)

【過去の競争政策のレビュー部会】

黒川 和美(座長)、相田 仁(座長代理)、勝間 和代、岸 博幸、中島 厚志、
舟田 正之、町田 徹

【電気通信市場の環境変化への対応検討部会】

山内 弘隆(座長)、徳田 英幸(座長代理)、柏野 牧夫、國領 二郎、藤原 洋、
吉川 尚宏

(2) 総務省

平岡総務副大臣、小笠原総務審議官、山川総務審議官、利根川情報通信国際戦略局長、田中情報流通行政局長、桜井総合通信基盤局長、吉良官房長、原政策統括官、久保田総括審議官、横田情報通信国際戦略次長、稲田官房審議官、武井官房審議官、原口電気通信事業部長、吉田電波部長、高崎総合研究官、前川総務課長、古市事業政策課長、渡辺電波政策課長、二宮料金サービス課長、泉データ通信課長、野崎電気通信技術システム課長、鈴木消費者行政課長、木村事業政策課調査官、犬童事業政策課企画官

4. 議事 :

(1) 公正競争の一層の活性化に関する論点整理(案)

(2) その他

5. 議事録 :

【山内座長】 それでは、定刻となりましたので、「過去の競争政策のレビュー部会」と「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」第15回の会合について、両部会の合同会という形で開催させていただきます。本日も会合の様様をカメラ撮りしておりますので、ご了承願えればと思います。

「光の道」構想については、前回ご議論いただきました検討のフレームワークに基づきまして、「光の道」ワーキンググループにおいて公正競争の一層の活性化を図るための施策について議論してまいりました。その議論について、お手元に配付しております「公正競争の一層の活性化に関する論点整理（案）」ということで整理をしました。本日は、この「論点整理（案）」について、ワーキングは私が主査をさせていただいておりますので、私から説明させていただいて皆様のご意見を伺う、意見交換をするということで進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、資料15-1、これが今申し上げた「論点整理」でありまして、15-2として参考資料がございます。そのほかに15-3として「ヒアリング（案）」とございますが、お手元の資料をご確認いただければと思います。

早速でございますけれども、今申し上げましたように「論点整理（案）」について、私から簡単にご説明させていただこうと思います。資料15-1をお開きいただければと思います。

今回のこの「公正競争の一層の活性化に関する論点整理」ということでありますけれども、5月の中間的な議論のところから公正競争のための環境整備を進めることが必要だということになっておりました。競争促進を通じた設備整備の促進、あるいは利活用の促進を図ることとしておりました。その時点で同時に、NTTの在り方等を含めても検討するということになってまいりました。それで、今回の「論点（案）」ということで、ここに今、ご提示するところであります。

1ページ目をお開きください。1枚めくっていただきまして。

前回、論点の整理ということで少しさせていただきましてけれども、それ以降、ワーキンググループの中でいろいろ話し合いました、そこにお示ししてあるような6点で議論してはどうかということを考えました。①から⑥まで書いてございますけれども、その6点であります。

まず、①ですが、アクセス網のオープン化等の在り方ということです。これはボトルネック施設ということで、第一種指定電気通信設備、加入光ファイバ、メタル回線等について、これをアクセス網（ボトルネック施設）と考えまして、そのオープン化の議論であります。これに関しましては、加入光ファイバ接続料の在り方とか、あるいは、設備競争促進の在り方が中心になってこようかと思っております。

それから、2番目は中継網（ボトルネック）のオープン化の問題であります。特に現

状で大きくPSTNからNGNと、こういう変化の中にあるわけでありまして、これからそれが本格化していくわけでありまして、そういった中で上位レイヤーの市場を踏まえてNGNのオープン化の在り方、こういったところが中継網（ボトルネック施設）の論点になろうかと思えます。

3番目ですが、ボトルネック設備利用の同等性確保の在り方でありまして。これは、後ほどに申しますけれども、ご承知のNTT西日本における接続情報の目的外利用の問題、こういったことがございまして、ボトルネック設備のオープン化の趣旨、あるいは、どこまで同等性を発揮させるべきかと、こんなようなことも議論すべきだというのが③であります。

それから、4番目は、前回はこういう形で入ってございませんでしたが、そういったところを受けてNTTの在り方ということで論点を設定しております。今申し上げましたようなボトルネック設備の同等性の確保という視点から、NTTの在り方、業務範囲、こういったものを議論すべきだと考えました。

それから5番目は、総合的な市場支配力に着目した規制の在り方ということでありまして、この1つは、グループ間連携による運営実態を踏まえたドミナント規制をどう考えるか、あるいは、固定通信市場と移動通信市場の融合、あるいは、上位レイヤーの発展等の市場環境の変化というところに加えたときに、こういった市場支配力をどう考えるかと、こういったことであります。これが5番目の論点です。

そして、6番目は利用者料金規制ということで、光への移行という中で利用者料金をどう考えるかという論点であります。

それで1番目のアクセス網のボトルネックのオープン化ですが、2ページ目をお開きいただきたいと思えます。

これから資料には、上のところに「現状」があつて、そして「論点」がありますけれども、「現状」のほうは時間の問題もあり割愛させていただきますが、「論点」について簡単にご説明いたします。

アクセス網（ボトルネック設備）のオープン化ですけれども、基本的に90%の整備、それから利用が30%というところ、こういった状況にある中で、加入者の光ファイバ接続料の在り方について設備競争投資も含めて考慮してどう考えるかということであります。最初に申し上げましたように、接続料金の問題が第1点であります。

それから、2つ目と3つ目は、比較的技術的な問題であります。2つ目は、これは

分岐回線単位の接続料を設定することがどうかということでもあります。これはパブコメの中でもいろいろ出てきたわけでありまして、今、1芯を8つに分けた分岐回線で提供されているわけですが、それを分岐した形で接続料を課して使えるようにすることについてはどうかということでもあります。

そこに1芯単位の接続料設定と、それから分岐単位の接続料設定について、それぞれのメリット・デメリットが書いてありますけれども、いろいろなところで問題がある。これをどう考えるかということでもあります。

それから、下のところは、設備競争の一層の促進と、こういうことでもあります。そのために何をするか。既にそこにありますように、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」があって、これで物理的に線を引くときのガイドラインが示されているわけでありますが、こういった現在の設備競争の状態とか、あるいは線路敷設基盤の開放状況を踏まえまして、設備競争の促進を図る観点からどのような措置が必要か、こんなこともこのアクセス網のオープン化についての議論の対象ということで考えております。

それから、2点目が中継系です。ボトルネック設備のオープン化であります。

先ほど言いましたように、PSTNからNGNへの計画的な移行、これはNTTのほうで考えられている、あるいは発表されていることでもありますけれども、そういったその計画的な移行を踏まえてどのようにオープン化を考えるか。それからさらに、今回のこのタスクフォースで重要なポイントとして上位レイヤー、いわゆるコンテンツ配信とかそういった事業者のニーズ、こういったものが重要だという視点もございますので、そういった観点も踏まえてこの中継系のオープン化をどう考えるかといったものであります。

この問題については、これからいろいろな展開がなされていく中でどこまで自由化するのかが非常にまだ確定しがたいところがあるので、以下の記述はそのような形になっております。

まずはPSTNで実現している機能をどこまでNGNで実現する必要があるのか、こういった議論をしましょうということです。それから、これからIP網になっていくわけで、その中での公正競争の環境はどういうものであるのか、こういうことも議論しましょうということでもあります。

それから、特に下の2つですが、先ほど言いましたように上位レイヤーの立場からこ

のNGNの中でどのようなプラットフォームを構築すべきなのか、こんな視点も重要でありまして、どこまでアンバンドルするのかによってそのオープン度が違ってくるということ、これについては、まだまだ現状で確定的な結論を得られないということでもありますので、今言えるのは、そこにありますように有効な実現方策について積極的に検討していく必要がある、こういう姿勢を打ち出しているのが②の論点であります。

それから、③のボトルネック設備の同等性確保の問題であります。今申しましたように、アクセス系、中継系、こういったことについてオープン化を図っていくということでもあります。そういったところの利用に当たって同等性を確保するにはどうしたらいいかということでもあります。これも先ほど少し言いましたが、NTT西日本の接続情報の目的外利用の事案がございまして、こういったところを踏まえてどのように対応していくかということでもあります。

2つ目の四角のところに書いてあるのは、要するに情報の問題です。これをどうふうか、情報遮断というものをどう考えていくかということでもあります。当然、現状でも、これについてのいろいろな規制といいますか措置がなされているわけでもあります。1つは既存の措置を遵守させるような方途を考えていく、こういう考え方もありますし、さらに他業界、特に金融等はこういった情報の遮断に対して非常に敏感な——ファイアウォール規制を行っているわけでもあります。そういった他業界の例を参考にしてさらに考えていくのかどうか、こんなところが論点ということでもあります。

それから、下の四角のところは、こういった同等性確保と言ったときにどこまでの範囲でやるのか、特にアクセス網と中継系についてはどのように考えていくのかということでもあります。

考えるべき点が一番下のところに少し書いてありますが、例えばNTT東西のネットワークで加入光ファイバとNGNが一体的に設置されているような状態、それから、現状のドミナント規制では、アクセス網と中継系で規制内容に特に差がないということ、一方でアクセス網は利用者に非常に接近した設備でありますから、そういった視点も必要ではないか、こういうところでもあります。

さて、アクセス、それから中継のオープン化と同等性ということ考えたときに、NTTの在り方はどのように考えられるかという、そういう投げかけをしたのが5ページ目の④であります。

まずは、このNTTの在り方を考えるに際して、どういう視点で見たらいいのかとい

うことで、その絵の下のところの四角に書いてありますが、7つほど視点を挙げております。例えば国民のアクセス権の保障とか、あるいは設備競争の促進、サービス競争の促進、グローバル競争への対応、NTT株主への影響、実現のための時間・コスト、それから「光の道」の整備促進と、このような視点から見るといふふうに我々のところで考えました。

そこで、ここでのご提案は、大きく分ければその3つぐらいの考え方があるだろうということでご提案させていただきます。

5月の時点で「現状」というのも1つあったのですが、「現状」はここではさておきまして、とりあえず案1から案3ということで、「機能分離」、「構造分離」、「資本分離」と、こういうようなことです。これについて、皆さん、どのようにお考えになるかということが論点であります。

それから、一番下のところはNTTの業務範囲でありまして、現在、ブロードバンドサービスや光電話は県間を越えてやっているわけでありまして、そういったことについてはNTT法に規定する活用業務認定制度を利用してやっているということでもあります。今後、こういった業務をどういうふうに見ていくのか。

1つの考え方は、NTT東西が多彩なサービスをより円滑に提供するようにすべきだと、こういう考え方も一方でございましょうし、それから、公正競争環境を確保する観点から、業務範囲を一定程度制限する、こういう考え方もあるのではないかと考えております。

次のページを開いていただきますと、今回、このタスクフォースでもヒアリング等においてかなり議論され、また、一般にも議論されました1つの問題提起がございまして、ソフトバンク様から「アクセス回線会社構想」、こういったご提案がございました。これは要するに、アクセス部門をNTTから資本分離した会社として設立する、それによって5年間で全世帯に計画的に光を整備する、こういう構想であります。基本的にこの「アクセス回線会社構想」について、そのメリットについてどう考えるかということが論点であります。

一方で、ただ、この構想につきましては、NTTその他の設備競争事業者から幾つかの疑問点が投げかけられております。コストの問題、それから計画にある財務諸表の問題です。資産超過の問題ですね。そういったものを総合しまして、その事業の成立可能性、これをどう考えるか。それから、技術的な問題として、例えば工事力の確保等の実

現可能性をどう考えるか、こういった問題があるということでもあります。

また、NTTから分離したアクセス回線会社が光の計画的な整備を行うわけでありませうけれども、それについてどういう影響が出るかということもあります。設備競争についてどういう影響が出るか、あるいは、現在、メタル回線のサービスで行われているサービスについて影響はないかどうか、こんなことも論点の1つかと思っております。

以上がNTTの在り方についてでありますけれども、5番目は総合的な市場支配力に着目した規制の在り方ということでもあります。

これは2つに分けて問題提起をさせていただきます。

1つは、7ページ目にありますグループドミナンスの問題ということでもあります。先ほどのNTTのケース等を見ますと、1つのポイントとして、現在、NTTの業務の太宗がNTT東西の本体ではなくて、委託先の県域等子会社で行われている、こういうことがございます。

もちろん既にNTT東西については行為規制等の規制がかかっているわけですが、そういった実態が変化する中で、この禁止行為規制等をどのように実効たらしめるか、こういう投げかけがここでの記述であります。要するに、現在の行為規制が現在の事業の実態にそぐわなくなっているのではないかと、こういうことでもあります。

もちろん、一方では、NTT西のように一定程度の対応策を考えたということもございしますが、こういったところも踏まえて現在の事業実態に合わせた行為規制の在り方ということでもあります。

それから、下のところは、行為規制として特定関係事業者としてNTTコミュニケーションズについては対象となされておりますが、こういったことを参考にしてどのように考えるかという問題の投げかけであります。

次のページ、もう一つは「SMP規制」と言われるものであります。

電気通信市場は環境変化が激しいわけですが、そういった環境変化が激しい中で、現行のドミナンス規制の枠組みに加えてどういう在り方を考えていくべきかという投げかけであります。

例えば、小売市場と卸売市場を区別しないで、法律レベルで固定通信市場と移動通信市場の2つの市場を画定する市場画定の在り方、あるいは、アクセス回線設備に関するシェアに着目した市場支配力の在り方、こういったものが考えられるのではないかと、いうことでもあります。

それで、ここではEUではSMP (Significant Market Power)、こういった枠組みがあるというわけでありまして、EUのこういった枠組みを考えて日本に対して適用できるのかどうか、このようなことも考えていく必要があるという問いかけであります。

現状では、2003年に競争評価が行われまして、市場集中度とか、あるいは市場シェア等を判断要素として毎年定期的にこういった判断を行っているわけでありまして、その在り方についてもどう考えるかという問題であります。

それからもう一つ、一番下にセーフガードに基づいての評価もございますということでもあります。

以上が、総合的な市場支配力に着目したSMP規制であります。

最後の6番目の論点、利用者料金規制の在り方ということでもあります。

ここでは、現在の利用者料金規制は、プライスカップの規制対象が加入電話に限られております。これはメタル回線・PSTNといったところでありまして、今後、「光の道」の構想実現がされるということになりますと、FTTHサービスに対してどういう規制が必要なのかという議論もございます。もちろん、利用者に対する料金がいかに低廉化するかということが先ほどの普及・利活用ということに重要なポイントでありますので、そういった規制についてどう考えるかということでもあります。プライスカップ規制をどう考えるか、あるいは、現状ではまだ契約数もそれほど多くないということを考えてときに、今後どのように展開するかという投げかけが6番目の規制の在り方ということでもあります。

以上のような点を我々としては議論させていただきまして、今日はこの部会の皆様にご意見を賜った上で、我々のほうでどのようにまとめてまた案をお出しするのかということにさせていただこうと思っております。

私からの説明は以上でございまして、部会の委員の皆様から忌憚のないご意見を伺いたいと思っております。

どなたか、何かご意見、あるいはご質問があれば賜りたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

【國領構成員】 では、どなたも出てこないようなので、雰囲気をつくるために。國領でございます。

少し議論に入る前段階みたいなことがあって、事実認識の部分ですが、これが例えば①のところ「論点」の四角の1個目の「FTTH市場のNTT東西シェアは、依然上

昇傾向にある」ということをございますが、これは、もうこれがこのタスクフォースとしての共通認識として共有するかどうかというあたり、そのところすらおそらくいろいろ議論はあるだろうと思うので、認識はもうそれがファクトなのかということ。それから、同じように②NGNのところで、特に私は「現状」のところの緑の2番目のところが大事だと思っているのですが、「NGNと加入光ファイバは、一体的に設置され連携して機能するように設計されている」ので、現状可能な競争も不可能になっているというふうに読めるのですが、これも事実認識として、必要なら反論もいただきながらそうであると我々がはっきり認識するかどうかというあたりが、ここから先の議論をちゃんと落ち着かせるためにも重要ではないかと、いかがでしょうか。

【山内座長】 事実認識についていろいろな見方があって、それを委員の方が全部完全に一致した事実認識を持つということはありませんと思うけれども、ただ、こういうことを議論する上で本当にこうなのかという議論をする必要はあると思うんですよね。

こういう場ですから、そういうことも出していただくのもそうですし、あるいは、もしもそうであれば、例えばこのところはこうだから、ここで言っている論点はこういうふうにするべきではないかという形でお出しただければ、建設的議論ができるのではないかと思います。何か事実認識だけで議論していると、それだけでちょっと時間をとってしまうような気もするんですよね。

今の点については、でも、あれですか、今、具体的に出された問題については、何か見方が違うのではないかというような……。

【國領構成員】 いや、私、そういうつもりで申し上げているわけではございませんで、むしろ……。

【山内座長】 議論の仕方ですね。

【國領構成員】 はい。その辺のことについて振れ幅が非常に大きいようですと、そこから先の議論が混乱してしまうので。

【山内座長】 なるほど、了解いたしました。

非常に重要なご指摘でありまして、要するに論点そのものを議論することも大事だが、その前に、自分はどういう認識に立ってこの問題についてどういう解釈をしているということを前提としてお話しいただければということですね。

どうぞ。

【舟田構成員】 ①の「NTT東西のシェアは、依然上昇傾向にある」という点です。

これは、参考資料の、右上で言うと2ページに資料がありますが、集合住宅向けと戸建て、両方とも上昇傾向にあるんです。

これは、競争評価でも毎年問題になって、なぜであろうかと。それが公正な競争の結果であれば、何も政策として取り上げる必要がない。しかし、何か競争上問題があつてむしろNTTが不当に有利なので伸びているというのであれば問題だと、そういうことをおそらくお考えなのだと思いますが、その因果関係はもちろんなかなかわからないわけです。だから、ワーキンググループでも集合住宅なり戸建てでどうして伸びているかについて議論しましたが、それがはっきりワーキンググループとしては結論が出ているわけではない。

しかし、いろいろな事業者さんのご意見の中には、今日出てきたような、例えばグループドミナンスとか、総合的な市場支配力とか、そこに出ているようなこともあるのではないかという程度ぐらいではないでしょうか。それ以上、この上昇の理由をきちんと確定しないと先に進めないというのでは、ちょっと非常にづらい立場に置かれるんですけれども、少なくとも上昇傾向にあると。

この七十数パーセントというのは、かなりなシェアであつて、一般の事業でもここまでいくと、いわば独占状態に近いところになって、独禁法上も非常に注視すべき市場ということなわけです。ですから、そういう場合に事業規制、電気通信事業法なりNTT法としてこれを考える必要があるのではないかと、その程度のことから考えてはいかがでしょうか。

【山内座長】 よろしいですか。

そのほかにいかがでしょう。

【相田座長代理】 NGNのほうを私が答えるのが適切なのかわかりませんが、これも資料の「8」と書かれているところに現状の「NGNのネットワーク構成について」というのが書かれていて、NTTのNGNと他社のIPネットワークということで。NTTのNGNに收容されているお客様が他事業者のIPネットワークを何らかの形で利用したときに、この図の真ん中にある③「中継局接続」というところを通じて利用するのが、現在想定されている形態なんですけれども、これがまだ全国で2カ所とか何かそれくらいしかないということです。もちろんこのままずっとということではなくて、お互いにやはり県1カ所ぐらいは最低設けましょうねという方向ではあると思いますが、現在、県内・市外というようなものを考えたときに、わざわざ他県まで持って行って他

事業者のIPネットワークへ行ってまた戻ってくるというようなのはほとんどメリットが考えられないということで、こういう状況では、今までやってきたようなマイルイン的な長距離部分を他事業者のネットワークを利用する形態はちょっと現状では少なくとも考えにくいということかと思えます。

【山内座長】 ほかにいかがでございましょうか。

どうぞ。

【町田構成員】 少し次の資料の15-3に関係してきてしまうのですが、「関係者ヒアリング(案)」という1枚をいただいています、11月9日に事業者間のヒアリングをされるということのようなんです、そのとき、こちらに戻って、ここにあるようなNTTの在り方、④のようなところの議論を中心にやるのでしょうか。

【山内座長】 これは後でお話し申し上げようと思ったんですが、なぜこの関係者ヒアリングをするかということなんですけれども、一方では我々、かなり議論してまいりましたので、何が論点であって何が問題なのかということがわかってきたので、それについてもう一度事業者の方にご確認といえますか、そういう意味を込めてヒアリングをしたいということでもあります。

【町田構成員】 ある程度、では、我々で議論してきたことについて、これについてどう思うかという問いかけ方をするというイメージですね。

【山内座長】 はい。

【町田構成員】 わかりました。

では、そのときもきちっと議論していただければいいのかもしれないのですが、④の「NTTの在り方」のところですが、一応、私はジャーナリストでもあるので、昨日、ソフトバンクが新提案ということで記者会見があるとされたので、あまり時間はなく他の予定もあり30分ぐらい遅れて行って、かつ、中座するようなことだったので、ヒアリングのときにもう一度聞き直したほうがいいのかもかもしれませんが、我々、前回のヒアリングをクローズでやったときに、財務的に債務超過のおそれがあるのではないかと、財務的にこれはかなり実現の可能性は低いのではないかと、むしろ難しい案ではないかということがかなり指摘されたと思うんです。

ざっくり言ってしまうと、それに対してもう少し手当てをしまったというのが昨日の案という印象で、2008年の財務状態ではなくて2009年を使って、少し資産や何かが増えてきている状態の中でやれば、ある程度いきなり債務超過にならずには済む、

それでもかなりすれすれなので、いろいろな機関から出資もしてもらおう、その出資には国もあれば、NTT自身もあれば、KDDIもあれば、ソフトバンクもあるという形にいろいろな出資を得るといふ形の案になっているんですが、一見それで財務的にお金に余裕ができて計画的に余裕ができるように見えなくもないのですが、一方で、それが逆に将来ビジネスとして成り立つものであるのであれば、今のNTTの株主にとってアクセス網を切り離すことに対しての相応の対価、つまり売却させて既存の残ったほうの会社に売却収入が入るとか、何らかがないと、株としてももう借金の塊だから、そのまま取り上げてしまうんだというような話になっているんです。それではおそらく既存のNTTの株主の理解を得るのは相当難しい案だろうなということが1つ。

それから、そもそも孫さんの今回のこのセールストーク的なものは、税金ゼロでできるということを再三おっしゃっているのですが、実際には出資の大口の候補として国が出てくる形になっていまして、国に出資させておいて税金ゼロという議論も実はなかなかかしくいのだらうと思うんです。

そういう意味では、この議論をする必要ないとまで言う気はありませんが、この議論にあまりこだわっているよりは、それ以外の論点で具体的にドミナント規制をどうするかとか、詰めなければいけないことが随分出てきていますので、あまりその議論に、まさかそのためにヒアリングをやるのではないとは思いますが、あまりその議論にもう振り回されたくないなと、議論を進めたいなという印象が、正直言うと私は昨日取材に行つて思いました。

【山内座長】 ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、今回のヒアリングをする目的は、我々が積み上げた議論の中での問題点を確認、あるいは、それに対する事業者様の意見を聞く、こういう趣旨でございますので。

どうぞ。

【岸構成員】 では、今の町田さんのポイントに若干補足というか、気になる部分で。

まず最初に、この資料はすごくよく整理されているなと私は思っているのですが、ある意味でかつてからずっとやっている制度論とかNTTの在り方論がぐるぐる回っている感じがするんです。やっぱりどこかで切りをつけないといけないと思う。

当然、制度の議論はする必要があるのですけれども、NTTの在り方等でまたこれも考える必要がありますよね。その場合も結局は、ソフトバンクはいろいろこれまでも提

案してきて、みんなで議論している中でやっぱり改めて思うのは、このアクセス網の部分のコスト構想であるとか、実際に置きかえる部分をもし本当に張りかえる場合、どれぐらいかかるのかとか、そういう実態がよくわからない。それゆえにぐるぐる回っている部分もあるのかなという気がします。だから、この論点整理でやるのがいいのかどうかはわからないんですけども、こういう制度をしっかりと丹念にやることに加えて、実際にアクセス網のコスト構造であるとか、ビジネスの実態、リアリティーの部分も、本当はある程度明確にしないとイケない。

個人的には、ソフトバンクもまた昨日新しい提案されたようで、詳細は見えていませんけれども、いい部分、悪い部分はあると思いますので、本当は胴元のNTTさんとソフトバンクさんが公の場で徹底的に議論して、どっちが正しいか国民がわかるようにするのが一番いいのだろうなとは思っているのですが、そういうリアリティーの部分も本当は1回ちゃんとやっておかないと、この問題はなかなか最後に決着つけられないのかなという感じもしています。

【山内座長】 わかりました。

今の情報の問題についてはおっしゃるとおりだと思うのですが、ただ、事業者のことですので、どこまで情報を出せるかという問題がもちろんあって、今回も、例えば銅線の巻き取りと光の敷設についてのコストについて、ものすごく意見の違いがあるわけですね。だから、それをある程度明確に、あるいは、ある程度方向性をする議論はできるかと思うのですが、具体的な数字まではちょっとどこまで出せるかは限界があると思うのです。ただ、ご指摘はよくわかります。ありがとうございました。

【町田構成員】 1つ前の5ページのほうの「NTTの在り方」の表なのですが、7番で出てくるグループドミナンスとこの表とを考えた場合に、実はある種の構造分離がグループドミナンスの問題では既にあるとあって、その構造分離がこのようなNTTの持株のもとでボトルネック設備の管理部門と費用部門に持ち株のところまで2つに分かれているのではむしろなくて、東西会社に分かれた下にさらに県間会社として情報が入っている会社が入っているという形の問題なので、実はこういう持ち株会社のもとでの機能分離だとか、構造分離とか、資本分離という議論ではなくて、東西会社の下にあるものの構造をどう考えるかという議論のほうがおそらく大事で、既に会社としては東西会社の下に県間会社として分かれていますから、ある種の構造分離にはなっているのですが、でもそれは100%子会社だから、それを構造分離と言えるのかとかですね。それは機能

分離としか考えないとしても、そこにどういう規制を入れればN T T西で問題になった情報という、ドミナントならでは情報が営業に利用されるようなことを防げるのかとか、そこまでちょっともう1段入っていかないといけないんだろうなという印象が——観念的には出ているのですが、もう1段踏み込む必要があるのんだろうなという感じがまだしています。

【山内座長】 ありがとうございます。

この5ページの3分類はワーキングでも随分議論になったんですけども、概念図ですよね。だから、具体的にこうだというものではなくて、こう考えられるということです。

1つは、例えば案1と案2の「機能分離」、「構造分離」の間にだっているいろいろな選択肢があるということです。それからもう一つは、今、町田さんがおっしゃったように、要するにこの2つ、これだけの要素ではなくて、別の要素が入ってきてどういうふうに絡み合うかということも考えられるわけです。それがまたどういうふうに機能するかとか、あるいはそれが競争にどういう影響をするかということで、その意味では、ものすごく複雑な絵地図にはなると思うのですが、ここではあくまでも概念図であって、ほんとうに申し上げたけれども、この中でいろいろなスペクトラムがあって、一つは横軸にスペクトラムがあって、どこをとるかという問題ですが、おっしゃった縦軸もいろいろありますねということだと思っております。その辺のことは意識して、ちょっと具体的な議論をこれからさせていただこうと思います。

【町田構成員】 それと、皆さんご存じのことなのですが、メディアの人に理解してほしいのは、実は何もやっていないわけではなくて、そういう意味での機能分離とか構造分離というのは、現体制でも既にかなり進んでいる部分があるということ、その上に積み重ねていくんだということをおっしゃって理解しておいていただかないと、何か何もやっていないみたいな議論にすぐなってしまうので、そうではないだろうという感じだと思っています。

【山内座長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【國領構成員】 すみません、2度目になってしまうのですが、今のところの認識が一番大事なポイントなのではないかと思うのです。つまり、今やっている政策は本当にいいのか悪いのかというところが一番大事で、このより上位には、おそらくやはり日本

はブロードバンドにおいて世界をリードする国であり続けたいというこの思いが一番大事だと思うんですね。それをどうやって実現するのかというレベルではみんな一致していて、作戦レベルでいろいろ議論が分かれているということかと思えます。

そこでやはり一番大事なのが、どうも光ファイバの時代に入ってきてADSLというか、銅の時代にやってきた考え方のまま、かつ、それを光ファイバに適用しながらやってきた現状だと。ここで先ほどの私の「現状認識が大事」というところに入ってくるのですが、光ファイバは他の国から比べるとかなり普及している国だと、ここはちゃんと認識したほうがいいとは思いますが、ここから先へ進むときに、どうも現実問題、NTTも光ファイバの計画をどんどん下げていっているにもかかわらず、マーケットシェアがどんどん高まっていくというのが現状であるとするならば、需要サイドも火がついていない、供給サイドもうまくいっていない、こういう認識に多分至るのだらうと思うんです。

では、どうすればいいのかというところにおいて、我々がちゃんと処方せんを持てるのかどうか。

いろいろな問題があるにしろ、ソフトバンクから一つのが突きつけられてきていて、それに対して、いや、それでは副作用が大き過ぎるので、こういうような別の案で行くべきだというようなことを、そういうような議論にぜひ持っていきたいのではないかと思うので、今、町田委員がおっしゃったとおりで、何もやってきていなかったのかと、そんなことは全然ないんですけども、ただし、今の現状のまま放置しておいてうまくいく状態なのかということになると、ちょっと違う答えになってしまうのではないかという、そこに対してちゃんと答えを出したいのではないのでしょうか。

【山内座長】 あるいは、そこに答えを出さなければいけないという、そういうことです。

【國領構成員】 はい。

【黒川座長】 今の関連のお話で、このタスクフォースを始めるときに、もう一つ重要なテーマだったのは、NTTがN法の世界の中にはまっけていて、そのことが彼らのスタッフを制約しているために新しい事業分野に行かれないという分野があるかもしれない。だから、できたら競争環境、アクセス会社に関しても一つの独占的な企業をつくるのがいいのか。ソフトバンクの提案は、多分、1社になる。みんなで共同出資して作りましょうという提案だとすると、1社独占なんです。これが本当にいいのか。幾

つかの会社で競争するようなアクセス会社の方式みたいなものがつくれないのか。

それから、そういうことで言うと、先のことを考える。今の状態がすごく問題だとすると、N法と、事業法の関係と、それからNTTの組織の在り方が、今の現状をいろいろな方面でマイナスの方向につくっているのだとすると、とりわけ、今、我々が考えている「光の道」を早くつくろうということを考えて、どんなやり方をすると一番早いのか、そういう観点から——なかなかN法の中でNTTが枠にはまってしまっていて動けなくなっているということについての議論があまり今回はなくて、でも、ここにまとめられている6つの論点はよくできていて、グループドミナンスの話、いつでもとにかくNTTのどの会社のどのレベルの会社の人と会っても、NTTプライドはすごく強い。いいのか悪いのか、僕にはよくわからないけれども、それは上から下まで徹底している。おそらく違う会社の名前に入ったら、絶対みんな嫌がるだろう、どうするんだろうとか、そう思いつつも、一般論でただ組織を分離すれば何とかなるという話ではないような気がします。

だから、もう少し法律もとの今の環境にまで戻って、その環境が何か制約をしているとすると、どの部分を取り外すのかということがあったほうが、議論が自由度が高まるという感じはします。

NTTのことも考えて、そのかわりソフトバンクの提案についても考えて、それはできたら、先ほど岸さんが言ったように、一番論客の2人が出てきて公開討論をやってくだされば。

【岸構成員】　　というか、思ったのが、そういうこともやらないと、まさに黒川先生がおっしゃった点はすごく大事で、多分、よくわからない人がこのペーパーを見ると、結局、ブロードバンド普及のためには規制強化かNTT分割かどちらかなのかなという感じになってしまうと思うんです。

でも、おっしゃるとおりNTTをもっと自由にすることでできる部分もあるはずだし、そういうのがきちんとうまくカバーされないと、やはり議論が曲がってしまうのかなという感じはします。

【山内座長】　　先ほど藤原さんが先に挙げられていて、ちょっと待ってください。
どうぞ。

【藤原構成員】　　この5ページの議論ですけれども、そもそもこの議論、根本的な出発点をぜひ教えていただきたいのですけれども。このNTTの部門分離だと会社分離

というのは、普通、株式会社の取締役会で決めることなのだと思うのですが。それで、株主への影響が5点目に書いてあるのですが、その株式会社の取締役会で判断すべきことをここで議論している法的な根拠、これはどういうところにあるんですか。独禁法だとか、NTT法だとか、ちょっと構造だけ教えていただければと思うんですけども。

【山内座長】 基本的に政府持株がかなりありますので、その部分での影響力の行使は可能だと思っておりますけれども。

【藤原構成員】 筆頭株主の権利みたいなところが根拠なんですか、これは。

【黒川座長】 違うな。

【舟田構成員】 NTT法がNTTの在り方を決めていますから、そういう意味での特殊法人の1つ、特殊会社といいますけれども、特殊会社ですから、国がNTT東西、NTT持ち株会社の在り方を決めることができる、法律上はできるということだと思います。

【藤原構成員】 ということは、株主よりも権限があるということですか。

【舟田構成員】 いろいろ議論はありますけれども、株主総会の意思よりも上に立つと思います。

【藤原構成員】 そうなんですか。

【舟田構成員】 はい。

【藤原構成員】 ありがとうございます。

【山内座長】 すみません。

中島さん。

【中島構成員】 話が若干拡散してしまうかもしれないのですが、今の話を伺っていて、基本的に競争促進の中で全体として新たな枠組みを考えるのか、そのところがちょっと今のお話だとわかりにくくなっているように思います。基本的には競争促進というところが軸ですが、まさに最初のほうにある「料金の低廉化とサービスの多様化」にはこの前段があって、「市場競争を通じて」という前段があると思います。

先ほど國領先生から、需給が市場競争の中でこなされてきた面があるにもかかわらず、需要が増えていないという話があったのですが、インフラレイヤーと上位レイヤーと分けて考えてみると、今回はインフラレイヤーの話です。ですから、その意味で言うと、まさに今のお話に戻ってくところがあるんですけども、基本として、競争を通じて全体としての新たな枠組みを考えるということなのか、それとも、先ほどあった

のですが、ドミナント規制とか別な要請を重視するのか、ちょっと今までのお話を聞いていると両方のご意見があって、私は、どっちのほうにウエイトを置いているのかわからない。

私自身は、「市場競争を通じて」がまず基本筋としてあるべきであって、そういうところから光の道を全部整理してみるとばかり思ってきており、そうではない考え方はないと思うのですが、違うのでしょうか。

【山内座長】 我々ワーキングで議論しているのは、このタスクフォースのこの部会、5月に中間的な考え方を示しました。そのときに、先ほども申し上げたんですけども、公正競争環境の整備をしましょうとまづ言いました。要するに、それによって競争を有効に機能させようという考え方です。

ですので、今おっしゃった、例えばグループドミナンスの問題も、競争を機能させるためにこういうものが要だという立場で議論しているつもりです。それが一見、あるいは場合によっては規制の強化とか、そういうふうに映るかもしれないのですが、根本は競争の中で——私も経済学者ですので、競争の中での公正の増大というものを考えて組み立てているつもりであります。

ですので、そうおっしゃるようなところは、確かにいろいろところで規制の問題、あるいは、例えば計画的な問題というものが出てくるのかもわかりません。ただ、基本は、中島さんがおっしゃるような競争を前提としてというのが我々ワーキングの考え方です、

【町田構成員】 ただ、これで出てきていることは、実はおっしゃった中間報告ベースで一応全部入っていたと思うんです。それで、こう出されるからちょっと戸惑ってしまうところがあって、ここまでたしか中間報告でやりましたよねという紙だと思えば、そうですよねという感じだと思うのですが。

それで、だから、グループドミナンスもやると。それから、直ちに例えば構造分離みたいな議論にはなかなか行けないけれども、どこかのタイミングでこれでは足りないというときには構造分離の議論もしましょうねというような、あるいは提供義務、ユニバーサルサービス義務をかけるような提供義務をかけている今の規制について、電話でいいのか、それとももう少し違うものに変えていくのかとか、そういうことも含めて中間報告段階で実はもう既に一通り議論があって、今日出てきているものは、実はそのときの根底の問題意識の紙だから、ちょっと何で今これが出てきたのかなというのは悩んで

しまうところがあるんですけどもね。

【山内座長】 なるほど。「論点」としてお示ししましたので、そういうことかもわかりませんが、先ほどの私の説明と、それからよく読んでいただくと、こういう方向があるのではないかということににじみ出しているんです。今日はこれは皆さんにご意見を伺うところなので、前に5月に出したところよりももう少し論点を絞って、あるいは詳細なところまで入れてここに書いて、しかも……。

【町田構成員】 その後、マーケットも変化していますから、そういう意味での確認ということですよ。

【山内座長】 そうですね、はい。そういうことでお願いしたい。

【國領構成員】 何度もすみません。

先ほどの中島さんのご指摘のことなのですが、この話が多分難しいのは、サービスの競争と設備の競争が両方ありまして、私の認識というか、マインドからすると、需要をつくり出すのは、どちらかというサービス競争が活性化していろいろなアプリケーションがどんどん出てきてというときに需要がつくり出されていくし、そのためにインフラが安い値段でサービス事業者に卸されると、非常に低廉な価格でサービス事業者たちがいろいろなサービスを展開してくるので、いいですねという。だから、それが1,400円なのかどうかというのはまた大変な議論だと思うんですけども、少なくとも四千幾らだとか、8分岐しないで提供しているとか、その辺のインフラ事業者からサービス事業者への卸価格と、それがどういう形で提供されているかということの条件によって、サービス競争がどれくらい活性化して需要をつくり出していくかということが片側の議論としてあるんですけども、その条件を逆によくし過ぎてしまうと、今度は設備競争を殺してしまうという。だから、そのトレードオフの関係からどうやって突破できるか、そこがやはり一番悩ましくて、残念ながら今までのところ、解決が我々は見つけ出せなくて、議論がぐるぐる回っている根本の原因なんだろうということかと思うんです。

ですので、とにかく競争を通じてこれをやりたいというこのところは、もうこのタスクフォースでも何度もやって、そこはもうよろしいのではないと思うんです。それを、ではどうやったらそれが両立するような状態がつくり出せるか、そこが知恵の出どころということなのではないでしょうか。

【舟田構成員】 ですから、全体としては競争を通じた光ファイバのより促進という

ことを考えると。しかし、先ほど國領さんが言ったように、設備と、利用と、両方ある。設備部門は例えば、これは「NTTの在り方」の5ページで言いますと、ボトルネック設備管理部門、水色のこれが問題で、結局、このレベルでは九十数パーセントが独占になっている。先ほど黒川さんが少し言われたのもそういうことかもしれませんけれども、実際上そうなっているということをどうするかという問題があつて、私はソフトバンクさんの意見は、「ここは独占なんだから、それをひとつ特別なものとして切り出して光の100%を達成しよう」という考え方だと思います。

私どもは——私どもというか、私は、それも含めて、九十数パーセントであっても残り数パーセントはまだ競争があると。なぜ90%はだめなのかということも含めて競争ということを考えたかどうかということで、そういう意味では、ちょっと競争と言っても部分によって違うということ。そのとらえ方が。だから、國領さんが言った「難しい」というのはそういうことではないかと思ひますけれども。

【山内座長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【吉川構成員】 ちょっと先ほど岸さんがおっしゃったコストの情報を開示することなんです、やはりコストというのは、企業にとってはある意味で生命線みたいなところがあつて、そんなにお互いにディスクローズはしたがるのではないかと思ひます。ですから、こういった場でお互いのコスト情報、「手の内を、皆さん、見せてください」と言つても、おそらく当該会社は出さないだろうと思ひますが、むしろ、ソフトバンクさんの提案はNTTの株主総会でぜひ提案していただくことなのかなと。

私は、もともとあの提案を見たとき、非常に仮想的な一種のM&Aシナリオというふうに見えたんですが、資本市場のダイナミズムをもうちょっと信じるべきところもあつて、もちろんファイナンスできるかどうかは別にして、株主総会に出られて提案されるということもあつてもいいのかなという印象を受けましたので、そこで株主の方がオーケーとおっしゃるなら、情報を出すというたぐいのものなのかなという印象をもともと持っておりました。国は3分の1の株式をもっていますが、そのスタンスは競争中立のほうがいいと思ひます。国以外の株主の方がオーケーとおっしゃるなら、情報を出すたぐいのものかと。したがって、コスト競争のコストについての数値をタスクフォースの場できちんと出して決着しない限りはこの議論は終わらないと言うと、多分、本当に終わらなくなってしまうかなという印象を私は持っております。

【山内座長】 なるほど、ありがとうございます。

その他にいかがですか。

勝間さん。

【勝間構成員】 今日、町田さんの話がやはりソフトバンクの提案にちょっと振られていたのは、私もそんな印象を受けていまして、1回それを忘れた上でそのもともとの理論、原論として、やはり値段を下げたらほんとうに普及するのかどうかというのは、例えばこれはもう議論してもしようがないので、1回、簡単なアンケート調査でも何でもしたほうがいいのではないのでしょうか。やはりデータを集めないと、その先に進まないと思います。したがって、今は仮説が幾つか出ているわけですから、出ている仮説に対しても私は調査をすべき段階ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【山内座長】 なるほど。なかなか時間的な問題があるので難しいかもわからない。個人的には非常に興味があるところでありますので。

【勝間構成員】 本当に、ネットの簡単なものでいいです。2日か3日でばぱっとできるようなもので十分だと思います——ネットじゃだめなのか。ネットと書くと両方ですね。

【舟田構成員】 値段というのは、小売の値段？ それとも卸？

【勝間構成員】 主に小売ですね。要するに例の1,400円仮説が正しいかどうかということを議論しないと、そもそもあの提案自身がだって議論に値するかどうかということすらできないわけですから。

【山内座長】 ちょっと参考にさせていただきますけれども、すぐにできるかどうかあれですけれども。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

【勝間構成員】 この公正競争についてワイヤレス、これはどういう取り扱いになるんでしょうか。この公正競争の観点において。「論点整理」の中で。

【徳田座長代理】 ワイヤレスのほうは、前回少しご報告したんですけれども、こちらのワーキンググループの枠組みと別に議論しているので、ここでは主に今日お話のあった6つの視点の整理がまとめられている。我々のほうは、今、非常にたくさんの関係者の方たちをお呼びしてヒアリングをしている最中でして、それがまた別の形でまとめをするという形です。

【勝間構成員】 わかりました。どちらかという、競争力の観点においてはもちろ

んカップーから光も大事だと思うんですが、ワイヤレスをどのように活用するかのほうも同列ぐらい大事だと思っていますので、でも、それも並行して行いたいと思います。

【山内座長】 その辺を念頭に置かせていただきます。ありがとうございます。
どうぞ。

【相田座長代理】 ただ、やはり我々のこの合同部会でもまだカバーできていないのが、いかにキラーアプリケーションをつくっていくかということで、やはり先ほど言った、幾らなら使いますかというような消費者アンケートをやっても、やはりそのアプリケーションが見えてこない、なかなか幾らで使うかというのも答えにくいかなというところで、どういうタイミングでどうアンケートをとったらいいかというのも、ちょっとなかなか熟慮しないと難しいかなというような気がします。「こんなことが幾らでできるようになったら」というような聞き方は一つあり得るかもしれません。

【山内座長】 ありがとうございます。

そろそろ時間が迫っておりますが、他に何かご発言がございますでしょうか。

【勝間構成員】 もう1点、いいですか。

【山内座長】 どうぞ。

【勝間構成員】 このキラーアプリの話はやはりすごく迷ってしまって、ADSLのキラーアプリって何だったのと言われてもよくわからないと。やはり値段以外のキラーアプリはなかったような気がするんです。その後で、結局、オークションが出たり、ポータルが出たり、電子商店街が出たり、SNSが出たりしたので、多分、光が出る前にキラーアプリって何なのといっても、多分、出てこないような気がするんですね。

あとは、何と言ったらいいか、やはりクオンタムリープといいますか、カップーが光になるときって、ないんですよ。やはりダイヤルアップがADSLになったもののクオンタムリープが。ですので、そこをどう表現して、逆になぜそこで光のためのアプリなのかということについて、もう少し具体的な、例えばずっと議論になっているような、本気で電子カルテをやるのか、本気で電子住民票をやるのか、e-Taxをやるのかといったような、より行政的な取り組みも同時に進めるべきではないかと思います。

【徳田座長代理】 ちょっと私も。

【山内座長】 どうぞ。

【徳田座長代理】 忘れる前に技術的なほうのコメントで、今日は「論点整理」の中で非常にアクセス網のオープン化等の在り方、それから中継網のオープンの在り方とい

うことで、①、②と非常にオープン化のことを整理していただいているんですけども、先ほど少し議論の出ていたインフラレイヤーと上位レイヤーの話で、今、相田先生がおっしゃったように、我々としては非常に活性化するためには、新しいアプリなり、クライアントアプリなり、新しいサービスが次々出てくるのが大事なんですけれども、高度な利用をしようとするほどインフラとの連携が必要になってきて、完全に分離してしまうと、アプリケーションの要求に対しインフラ側はそんなクオリティーは保証できないとか、完全に分離は非常に困りまして、技術的にはやはり上からのニーズがちゃんと反映できる形で、うまい形で連携できる、技術的にも企業的にも連携できるような縦のオープン性も考えた形でうまい連携ができまないと、新しいテクノロジーを実装できなくなってしまうので、サービスや何かをですね、ぜひ「オープン」というキーワードで両方向で考えていただけるといいと思います。

【山内座長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【岸構成員】 今の徳田先生のご発言に若干関係するのかもしれませんが、これは当然、座長もご理解の上で書かれていると思うんですけども、中継網、NGNのところの「論点」のところ、「上位レイヤー市場の発展に伴い、電気通信事業者だけでなく、コンテンツ配信事業者等のニーズに対応する観点も重要」とあって、要は「コンテンツ配信事業者等の上位レイヤー事業者が、NGN上にサービスプラットフォームを構築するために必要な機能についても、アンバンドル」とありますけれども、これはコンテンツ配信事業者に限定せずに、今や端末メーカーも含めてプラットフォームをいかに押さえるか、要はプラットフォームが一番バリューチェーンの中で大事で、世界的になっていますから、NGNのこのまさにアンバンドルの議論をする際には、プラットフォームレイヤーが戦略的にすごく大事だということをおある程度わかるようにしてもいいのかなという感じはしました。

【山内座長】 なるほど。ありがとうございます。

どうぞ。

【藤原構成員】 先ほどの勝間委員のご質問に私なりの意見を少しお話ししておくと、ワイヤレスの話ですが、これはやはりFTTHを山間僻地というか、どこまでも全部を100%FTTHって、多分、不可能な部分があって、それを現実的に補うために、今、ワイヤレスのブロードバンド環境をなるべく早く世界に先駆けて、アメリカの3倍ぐら

いの目標を持ってやってというのがあるかと思しますので、あれは補完するものだと。「光の道」は別に「電磁波の道」でいいという話が最初からあったと思うんですけども。

それから、キラーアプリですけども、これはインターネットを今までやってきた立場から言いますと、やはりキラーアプリって何が出てくるかわからないので、一番いい環境をとにかくつくっていると、自由な環境があるということが、アクセスの自由だとかそちらが重要なので、今、このキラーアプリのためにこういうインフラ整備をしましょうと言うのではなくて、今持っているテクノロジーで最も安いコストで最高のものを出し続けられるメカニズムといいますか、それをやはり持っていることがこのインフラ整備には重要なのかなと思いますけれども。

【山内座長】 ありがとうございます。

ということで、いろいろなご意見をいただきましたが、何かほかに。

あるいは、副大臣、何かご感想でも。

【平岡総務副大臣】 本日も大変有意義な議論をしていただき、ありがとうございます。

私もいろいろお聞きしながら考えましたが、国、政府の立ち位置の問題は、やはりかなり難しいとは思いますが、今日は合同部会ということで、タスクフォースへの報告をしてもらうという位置づけの中で議論させていただきました。そのタスクフォースには、私たち大臣を含めて、政務三役、あるいは座長、副座長の皆さんも集まっていて、また議論するという形になっているので、ぜひ我々がタスクフォースで議論するときに参考となるよう多角的な意見を出していただければと思います。

先ほど1つ、NTTの株主とNTT法の関係はどうなのかというお話もありましたけれども、法律的には、何か我々が必要だと思って法律を改正すれば、株主はそれを受忍しなければならないような仕組みの中で成り立っているわけなので、ここでしっかり議論をしたものについて言えば、我々はあらゆる責任を持ってそれを実現していくということになるかと思えます。

それを前提に考えてみると、何が合意されていて、何がまだ合意されていないのかというところも大事であると思っており、私自身は「光の道」100%、ワイヤレスも含めてということではありますが、利用はともかくとしても、これを達成するというのは、前の原口大臣の時代も、その前もそうかもしれませんけれども、そこは我々として達成

しなければならぬ最大の目標であって、もし必要ならば公的資金を投入してでもやるのだという、そういう覚悟で始めている話だろうと思います。

そこだけではなくて、もっといろいろ政権として、ここまではもう自分たちがやるのだということを決めているという部分については、一つの所与のものとして、それを達成するためには何が一番いいのかという議論として、いろいろな意見をいただけたら大変ありがたいと思った次第でございます。よろしく申し上げます。

【山内座長】 どうもありがとうございました。

それでは、時間のほうも既に超過しておりますけれども、他にももしよろしければ、議論のほうはこれにて終了させていただこうと思います。

それで、本合同部会で今後最終の報告の取りまとめに向けまして各論点に関する施策の方向性を議論していくわけでありまして先ほど、既に町田委員からご質問がありましたけれども、資料15-3にNTTをはじめとした8事業者団体に対しましてヒアリングを行いたいと思っております。先ほども申しあげましたように、そういった議論の過程で、より詳細な問題点、あるいは今まで出てきた問題点の確認、こういったことをこのヒアリングで行いたいと思っております。そういうことですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に事務局から、次回の日程等についてご説明願ひたいと思ひます。

【木村事業政策課調査官】 今、山内座長からお話ございましたとおり、ヒアリングを11月9日を予定しておりますので、次回、そちらのほうでいろいろご議論いただければと思ひます。よろしくお願ひします。

【山内座長】 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第15回の合同部会を終了とさせていただきます。皆様、お忙しい中ご出席を賜り、また、熱心なご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

以上